

平成27年度 ボランティア・福祉活動行事保険 補償内容のご案内

行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険／国内旅行傷害保険／施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

このパンフレットには平成27年度 ボランティア・福祉活動行事保険 別冊1（補償内容詳細）および別冊2（重要事項のご説明）が
ついて 있습니다。併せてお読みください。

ボランティア・福祉活動行事保険とは

日本国内におけるボランティア活動や各種福祉活動の一環としてボラン
ティア団体・非営利団体が主催する行事中に、

- ①行事参加者や主催者が偶然な事故でケガをした場合の「傷害保険」
 - ②主催者が活動の対象者など他人の身体や財物に損害を与え、法律上の
賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」
- の2つの補償がセットになった保険です。



この保険の被保険者（補償対象者）

- ◆行事の主催団体である社会福祉協議会〈賠償責任保険〉および 行事参加者・行事主催者〈傷害保険〉
 - ◆宮城県社会福祉協議会に登録されたボランティア団体や福祉活動に従事する非営利団体〈賠償責任保険〉
および 行事参加者・行事主催者〈傷害保険〉
- ※ボランティア活動や福祉活動を活動目的としないスポーツ団体等は登録できません。
※傷害保険の被保険者には観客、見物人は対象となりません。

対象となる行事

宮城県社会福祉協議会に登録されたボランティア団体・福祉活動団体が主催する行事
上記団体の自助活動も対象となります。

※一般の営利団体が実施する一般行事は対象となりません。

◆この保険は社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が保険契約者となり、行事参加者・行事
主催者を被保険者（補償の対象者）として一括手配する団体（包括）契約です。
補償対象となる行事についてはすべてご報告いただく必要があります。

お支払いの対象となる事故例

傷害 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉イベントに参加中の被保険者が転んでケガをした。 ②行事の目的地に車で向かう途中、交通事故に遭いケガをした。（事前に名簿を提出した場合） ③ボランティア団体主催キャンプで作った料理で被保険者が細菌性食中毒になった（Ⅱ型のみ）
賠 償 責 任 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉まつりを開催中、仮設（テント等）が倒れて来場者にケガをさせた。（対人） ②ボランティア団体が子供のハイキング引率中、指導上の不注意で子供がケガをした。（対人） ③福祉団体による高齢者の食事会で主催者の責任により参加者が食中毒になった。（対人） <p>◆賠償責任保険は主催者に法律上の賠償責任がある場合のみ補償対象となります。 ◆行事参加者個々人の個人賠償責任を補償するものではありません。</p>

保険金をお支払いしない主な場合

傷害・賠償責任共通	傷害保険に関する事項	賠償責任保険に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ①補償の対象となる行事以外で発生した事故 ②被保険者本人の故意による事故 ③地震・噴火・津波に起因する事故 ④戦争・その他の変乱・暴動による事故 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ②自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ③脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ④妊娠・出産・早産または流産によるケガ ⑤外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑥原因がいかなるときでも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ⑦山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、リュージュ、ポプスレー、その他これらに類する危険な運動によるケガ ⑧乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ⑨入浴中の溺水 ⑩原因がいかなる時でも、誤嚥によって生じた肺炎 	<ul style="list-style-type: none"> ①自動車・船舶・航空機・銃器に起因した事故 ②専門職業及び専門資格を有する職業人が行う施術に起因した事故 ③被保険者が占有、使用、管理する保管物の損壊（管理財物） など

上記以外にも、保険金をお支払いしない場合があります。詳細は、普通保険約款および特約をご確認ください。

お支払いする保険金の内容等

I 型（宿泊を伴わない行事） II 型（宿泊を伴う行事）

保険金の種類・保険金額		保険金お支払いの内容	
傷害保険	行事参加者本人の事故	死亡・後遺障害保険金額 435.4万円	〔死亡保険金〕保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。 〔後遺障害保険金〕保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。
		入院保険金日額 3,000円	〔入院保険金〕保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、入院された場合。〔入院保険金日額〕×〔入院した日数〕をお支払いします。ただし事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。
		手術保険金	〔手術保険金〕保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたとき。次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合…〔入院保険金日額〕×10 ②①以外の手術の場合…〔入院保険金日額〕×5
		通院保険金日額 2,000円	〔通院保険金〕保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、通院された場合。〔通院保険金日額〕×〔通院した日数〕をお支払いします。ただし事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。
賠償責任保険	保険金の種類・支払限度額		自己負担金（免責金額）はありません。
	対人	1人につき 1億円 限度 1事故につき 2億円 限度	行事の開催により他人の身体や財物に損害を与え、主催者が法律上の賠償責任を負った場合。1回の事故で多数の被害者が発生した場合、2億円限度
	対物	1事故につき 1,000万円 限度	行事の開催により他人の財物に損害を与え、主催者が法律上の賠償責任を負った場合。

※ I 型の傷害保険は行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険、II 型の傷害保険は国内旅行傷害保険です。賠償責任保険は、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険で構成されています。

※ II 型の場合、国内旅行行程中（旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。）の事故が対象です。被保険者の食中毒による事故も補償の対象となります（I 型は補償対象外です。）

※ 傷害保険は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なく支払われます。

※ 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

※ 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金は重ねて支払われません。

※ 生産物賠償責任保険においては、1事故限度額と同額の保険期間中限度額が設定されます。

対象となる行事区分（I 型にのみ適用）

行事区分	A	B	C
活動内容	遠足（日帰り）・バザー・懇親会・会食会・高齢者疑似体験・音楽会・清掃活動・高齢者スポーツ大会・ゲートボール・バレーボール・各種教室・講座映画上映会・ソフトボール・炊き出し・ミニデイサービス 等	運動会・納涼会（船を使用する場合）・日帰りキャンプ・避難訓練・防災訓練・サイクリング・マラソン・アスレチック・スケート・軟式野球・子ども祭り（紙の御輿かつぎ） 等	サッカー・ラグビー・スキー・相撲・神輿・山車に参加する祭り 等

※ 記載のない行事については、取扱代理店へお問合せ下さい。

※ 行事内容によっては、対象とならない場合がありますのでご注意下さい。

保険料と保険期間

プラン	I 型	II 型																				
行事区分	宿泊を伴わない行事	宿泊を伴う行事																				
保険料 (参加者 1 名につき)	行事区分により下記の通りです。 A 区分 30円 B 区分 135円 C 区分 264円 ◆1日あたりの行事参加者の平均人数が20名未満の行事は対象となりません。	<table border="1"> <tr> <td>1泊2日</td> <td>227円</td> <td>6泊7日</td> <td>343円</td> </tr> <tr> <td>2泊3日</td> <td>276円</td> <td>7泊8日</td> <td>472円</td> </tr> <tr> <td>3泊4日</td> <td>281円</td> <td>8泊9日</td> <td>477円</td> </tr> <tr> <td>4泊5日</td> <td>333円</td> <td>9泊10日</td> <td>482円</td> </tr> <tr> <td>5泊6日</td> <td>338円</td> <td>10泊11日</td> <td>487円</td> </tr> </table> 上記以外は取扱代理店または引受保険会社までお問合せ下さい。(最高1ヶ月限度) ※I型と異なり、1名からの加入が可能です。	1泊2日	227円	6泊7日	343円	2泊3日	276円	7泊8日	472円	3泊4日	281円	8泊9日	477円	4泊5日	333円	9泊10日	482円	5泊6日	338円	10泊11日	487円
1泊2日	227円	6泊7日	343円																			
2泊3日	276円	7泊8日	472円																			
3泊4日	281円	8泊9日	477円																			
4泊5日	333円	9泊10日	482円																			
5泊6日	338円	10泊11日	487円																			
名簿の取り扱い	主催者は事前に名簿を備え付けて下さい。保険金請求の際に必要となります。氏名の他に(住所・電話番号・生年月日・性別)のいずれか2つの情報を記載して下さい。また、名簿を事前に保険会社へ提出することにより集合場所までの往復途上も補償することができます(往復途上傷害危険補償特約)。	必ず、保険会社に名簿を事前提出する必要があります。氏名の他に(住所・電話番号・生年月日・性別)のいずれか2つの情報を記載して下さい。																				
補償期間 (傷害保険)	被保険者が集合場所に集合した時点から、解散場所で解散するまでが補償期間となります。ただし、事前に保険会社へ名簿をご提出いただくことにより被保険者の通常の経路による往復途上も補償することができます(往復途上傷害危険補償特約)。	各被保険者が行事参加のために、自宅を出発してから通常の経路により自宅に到着するまでの間が補償期間です。																				

加入手続き(行事開催報告手続き)

ボランティア・福祉活動行事保険開催行事報告票(兼)団体登録票様式A-2に必要事項を記入し、署名または記名のうえ、市・各区社会福祉協議会にご提出ください。

前日(平日)の午前中までにご報告下さい。

行事中止の場合(FAX必要)

やむを得ず行事が中止になった場合は、お申し出により保険料を返金いたします。その際は、中止になった行事名・中止理由・返金先銀行口座を申込書の下欄にご記入の上、行事開催日の前日までに(雨・雪等の不可抗力の場合のみ当日の午前中まで)FAXにて県社協へご連絡ください。

年間一括報告方式について

あらかじめ、行事スケジュールや予定参加者が決定している場合は、年間一括報告方式でご報告いただけます。

適用条件

- ①ボランティア・福祉活動行事保険(日帰り行事)のみが対象 ②1日あたりの平均参加者が20名以上
 ③行事主催団体と申込団体が同一であること ④予め年間スケジュールが決まっていること(開催予定日、行事の種類、予定参加者数)

報告手続き

- ①ボランティア・福祉活動行事保険報告票(兼)団体登録票様式A-2をご使用下さい。
 ②別紙の年間計画表に必要事項を記入し、行事開催団体名・行事日程・行事名・予定参加者数を記入して下さい。人数合計と保険料合計を算出してご記入下さい。

注意事項

- ①年間スケジュールに変更がある場合
 年間計画表の変更欄にその旨を記入し、事前に県社協宛までFAXでご連絡願います。実参加者数が予定参加者数から変更になった場合、年度末に精算が必要となります。詳しくは代理店までお問い合わせ下さい。
 ②名簿の取り扱いについて
 お手元に参加者名簿を備え付けて下さい。保険金請求の際に必要となります。
 ③また、事前に引受保険会社へ加入者名簿をご提出いただくことにより各参加者の通常の経路による往復途上も補償することができます。
 上記①～③の手続きが行われない場合は保険金をお支払いできませんのでご了承下さい。
 *名簿について(3部ご用意下さい)氏名の他に(住所・電話番号・生年月日・性別)のいずれか2つの情報を記載してください。

事故が起きたら

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡等＞

- ◆保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内に連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ◆賠償責任保険の場合、事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

＜保険金支払いの履行期＞

- ◆引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類(傷害保険の場合)＞

- ◆被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。賠償責任保険の場合は、＜別冊2＞をご覧ください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ①引受保険会社所定の保険金請求書 ②引受保険会社所定の同意書 ③事故原因・損害状況に関する書類 ④被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための書類(住民票、健康保険証(写)等) ⑤引受保険会社所定の診断書 ⑥診療状況申告書 ⑦公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ⑧死亡診断書 ⑨引受保険会社所定の後遺障害診断書

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります

＜代理請求人について＞

- ◆高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご覧ください。)が保険金を請求できることがあります。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

【注意】賠償事故において、被害者との間で示談する場合には、事前に保険会社の承認が必要です。なお、賠償金の額は適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額、被保険者の過失割合等によって決まります。従って、被保険者が保険会社の承認がないまま賠償額を決めたり、法律上の賠償責任がないにも関わらず見舞金を支払った場合には、保険金が支払われない場合があります。

その他ご注意いただきたいこと

- ◆「ボランティア・福祉活動行事保険 補償内容のご案内」は普通傷害保険・国内旅行傷害保険・施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◆包括特約期間は平成27年4月1日0時より平成28年3月31日24時となり、この間に開始される各行事が保険対象となります。

◆次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

- ◆引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

＜契約内容登録制度について＞

- ◆お客さまのご契約内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が必要な取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

取扱代理店	引受保険会社
株式会社 オンワード・マエノ	三井住友海上火災保険(株) 仙台支店法人営業課
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡5-1-35	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-27
TEL 022-762-9915 FAX 022-762-9918	TEL 022-221-3171 FAX 022-221-4555